

中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震により被害を受けた宮城県内の地域において、中小企業等グループ又はその構成員が実施する施設等の復旧整備事業に要する経費について、当該補助事業者に対し予算の範囲内において中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、中小企業施設等災害復旧費補助金（中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業））交付要綱（20210319 財中第5号）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「令和3年福島県沖地震による災害」とは、災害救助法の適用を受けた令和3年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震による災害をいい、「令和4年福島県沖地震による災害」とは、災害救助法の適用を受けた令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震による災害をいう。

2 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する者、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会及び都道府県商工会連合会、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく都道府県中小企業団体中央会をいう。

3 この要綱において「小規模企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する者をいう。

4 次のいずれかに該当する者は、中小企業者及び小規模企業者以外の扱いとする。

一 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者及び小規模企業者

二 交付申請時において、確定している（申告済み）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者及び小規模企業者

5 この要綱において「特定被災事業者」とは、次の各号のいずれの要件にも該当する事業者をいう。

一 新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。）の影響を受けた事業者

二 東日本大震災により被害を受けた以下のいずれかに該当する事業者であって、かつ、国等による東日本大震災からの復旧・復興に向けて実施した支援を活用した事業者

イ 地震・津波により、施設・設備に直接被害を受けたこと。

ロ 直接被害を受けた事業者と取引関係があり、又は風評被害等により業況が悪化したこと。

ハ 福島県原子力被災12市町村において事業を再開し、又は県内の他の地域に避難して事業を再開したこと。

三 次のいずれかに該当する事業者

イ 令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震による被災の影響を受ける直前3か月間の売上高が、東日本大震災による被災の影響を受ける直前3か月間の売上高と比較して、20%以上減少している事業者

ロ 別表1のとおり、令和3年福島県沖地震発生時又は令和4年福島県沖地震発生時において、厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている事業者

四 交付申請時又は令和3年福島県沖地震発生時において、東日本大震災からの復旧又は復興に向けた事業活動に係る債務を抱えており、知事が認めた事業者

五 令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震により、施設・設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする事業者

6 この要綱において「中小企業等グループ」とは、複数の中小企業者等から構成される集団をいう。

7 この補助金において「復興事業計画」とは、令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震による災害に係る復興のために、中小企業等グループが実施する事業の計画をいう。

(交付の目的)

第3条 補助金は、令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震により被害を受けた宮城県内の地域において、中小企業等グループが、県の認定を受けた復興事業計画に基づき、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震による災害に係る被災地域の復旧又は復興を促進することを目的とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる中小企業等グループ又はその構成員は、中小企業等グループ補助金(なりわい再建支援事業)復興事業計画認定要綱(令和4年5月23日施行。以下「認定要綱」という。)第6条により復興事業計画の認定を受けた県内に事業所を置く中小企業等グループ又はその構成員とする。

2 補助金の対象となる経費は、中小企業等グループ又はその構成員の施設若しくは設備であって、令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震による災害のため損壊若し

くは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠であり、かつ、原則として県内の施設若しくは設備の復旧・整備又は商業機能の復旧促進のための事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）であって、知事が補助の対象としたものとする。

- 3 前項の経費には、復興事業計画の実施に不可欠な範囲で、施設若しくは設備を新たに整備等するための経費又は施設若しくは設備の補強や改良工事（以下「改良工事等」という。）に要する経費を加えることを妨げない。
- 4 前2項における補助対象経費については、別表2のとおりとする。

（補助上限）

第4条の2 令和3年福島県沖地震により被災し、当該補助金の交付の決定を受け、令和4年福島県沖地震により被災していない場合における補助金額の上限は、令和3年福島県沖地震による災害前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額とする。

- 2 令和3年福島県沖地震により被災し、当該補助金の交付の決定を受け、補助事業の完了前に令和4年福島県沖地震により被災した場合における補助金額の上限は、令和3年福島県沖地震による災害前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額とする。ただし、第17条第2項の規定に基づく増額の場合はこの限りではない。
- 3 前2項以外の場合における補助金額の上限は、令和4年福島県沖地震による災害前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を上限とする。

（補助率等）

第5条 補助金の対象者及び対象者別の補助率等については、別表3のとおりとする。

（交付申請）

第6条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

- 2 中小企業等グループ又はその構成員は、前項の補助金の交付の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、

次のとおりとする。

- 一 補助事業計画書
 - 二 その他知事が必要と認める書類
- 4 次の各号のいずれかに該当する中小企業等グループ又はその構成員は、交付申請をすることができない。
- 一 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - 二 県税に未納がある者
- 5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長宛て照会することができる。

（交付の決定）

- 第7条 知事は、補助金交付申請の内容が適正であると認めるときは補助金の交付決定を行うものとする。
- 2 知事は、前項による交付の決定を行うに当たっては、第6条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第6条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設又は設備の復旧・整備であって、令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震による災害発生以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、写真や書類等による確認が可能であって、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

（申請の取下げ）

- 第8条 規則第7条第1項の規定により交付申請を取下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から7日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。

（補助事業の経理等）

- 第9条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理するなどして、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(計画変更)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第2号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするとき。ただし、次に掲げる変更についてはこの限りでない。

イ 補助事業に要する経費の10%以内の減少の変更である場合

ロ 補助事業に要する経費の区分相互間の20%以内の変更である場合

ハ 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合

二 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

三 前2号には、令和3年福島県沖地震により被災し、当該補助金の交付の決定を受け、補助事業の完了前に令和4年福島県沖地震により被災したことにより変更が生じた場合も含む。

2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

3 第1項に基づく計画変更の承認等については、第7条第4項の規定を準用する。この場合において、同条同行中「交付決定」とあるのは、「計画変更の承認等」と読み替えるものとする。

(事故の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに様式第3号による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、知事が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めたときは、様式第4号により、速やかに状況報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、現地調査を行うことができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から15日を経過した日又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに、様式第5号による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

- 3 補助事業の実施期間内において県の会計年度が終了したときは、翌年度4月15日までに第1項に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第14条 補助金は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要があると認めたときには、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとするときは、様式第6号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第7号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 知事は、第10条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、この要綱又はこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 五 中小企業等グループ又はその構成員が、法令に違反した場合
- 六 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- 2 知事は、前項の規定の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(令和3年福島県沖地震からの復旧又は復興途上において令和4年福島県沖地震により被災した事業者の取扱い)

第17条 令和3年福島県沖地震により被災し、当該補助金の交付の決定を受け、補助事業の完了前に令和4年福島県沖地震により被災し、同地震による被災後の状況からの復旧又は復興を行おうとする場合の復興事業計画の認定から交付決定の通知までの取扱いについては、次のとおりとする。

一 令和3年福島県沖地震からの復旧又は復興に係る補助事業について、必要に応じて第10条の規定に基づき、補助事業の中止に係る計画変更の承認等を行ったうえで、第13条の規定に基づく実績報告及び規則第13条の規定に基づく補助金の額の確定等を行う。

二 令和3年福島県沖地震及び令和4年福島県沖地震からの復旧又は復興に係る経費について、認定要綱第6条の規定に基づく復興事業計画の認定、第6条の規定に基づく交付申請及び第7条の規定に基づく交付決定の通知を行う。

2 前項により難しい場合には、第10条第1項第3号の規定に基づく計画変更の承認等を行う。この場合における補助金額の増額は、令和4年福島県沖地震による被災後の状況から、令和3年福島県沖地震による災害前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額から、令和3年度に交付決定された補助金額のうち、支払責任の生じていない額を控除した額を上限とする。

(財産の管理)

第18条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、その台帳を備え管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 取得財産等のうち、規則第21条第2号及び第3号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

2 規則第21条により補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）」で定める期間とする。なお、この場合、「中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金」を「中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）」に読み替えるものとする。

3 補助事業者は、規則第21条の知事の承認を受けようとするときは、様式第8号により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

4 知事は、規則第21条の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補

助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(補助金交付の際付すべき条件等)

第20条 知事は、中小企業等グループ又はその構成員に補助金を交付するときは、次の各号に掲げる条件を付すこととする。

一 中小企業等グループの構成員が、補助事業完了後遅滞なく、次に定める付保割合を満たす保険又は共済であって、補助金の交付対象である被災施設等を対象として、自然災害（風水害を含む。）による損害を補償する保険又は共済への加入義務を負うことについて同意すること。ただし、小規模企業者にあつては、この限りではないが、令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震で得られた教訓を踏まえ、保険又は共済加入に替わる取組を実施すること。

イ 中小企業者にあつては、30%以上

ロ 中小企業者以外の事業者にあつては、40%以上

二 実績報告書には、前号で定める保険又は共済への加入を証明する書類を添付すること。

三 中小企業等グループ又はその構成員が、補助事業が完了した後も取得財産等を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図ること。

四 中小企業等グループ又はその構成員が、損害保険契約の締結その他の事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、自然災害が発生した場合における対応手順の決定その他の事業活動に対する影響の軽減を図ることにより、自然災害が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化に努めること。

五 中小企業等グループ又はその構成員が、規則第21条に基づき第19条第2項で定める期間内に、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を、他の用途に使用し、他の者に貸付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）を行うときは、知事の承認を受けること。この場合において、当該取得財産等が別に定める期間を経過している場合を除き、中小企業等グループ又はその構成員が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

2 中小企業等グループ又はその構成員は、前項の規定により付した条件等によって補助金に係る返還等があったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(その他必要な事項)

第21条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月30日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。ただし、改正前の要綱により令和3年度に交付決定された補助事業者については、特定被災事業者の定義は、なお、従前の例による。

別表 1

項 目	要 件
厳しい債務状況にある事業者	次のいずれかに該当し、早急に企業再建を行う必要がある事業者 1 借入債務等が株式会社整理回収機構に譲渡された企業と密接な取引関係を有する事業者 2 取引先の業況悪化の影響を受ける等、一定の要件に該当する事業者 3 過剰債務の状況に陥っている事業者 4 中小企業活性化協議会等の関与の下で事業の再生を行う事業者 5 事業資金の借入について、弁済に係る負担の軽減を目的とした条件変更を行っている事業者 6 第二会社方式により再生を図る事業者 7 過去延滞等によりサービサーに債権が譲渡されている先であって、再生を図る事業者
経営再建等に取り組む事業者	相応の債務償還能力が認められ、かつ、適切な企業再建計画が策定され、金融機関の協力が得られる等、関係者による支援体制が構築されており、自助努力により企業再建が見込まれる事業者
認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている事業者	次のいずれの事項についても、認定経営革新等支援機関による確認を受けている事業者 1 令和4年福島県沖地震からの復旧・復興に向けて、自己資金の活用が厳しい経営環境であるものの、長期的には十分に採算性が見込まれること 2 経営環境等を見据えた適正な規模での復旧等であること

・上記別表1の過剰債務の状況とは、原則として令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震被災時の直近の決算期において、次のいずれかの要件を満たすものをいう。

- 1 債務超過に陥っている事業者
- 2 繰越欠損を計上している事業者
- 3 次式で判定した年数が15年以上となる事業者

$$\{ \text{有利子負債（短期借入金＋長期借入金＋社債）} \} \div \{ \text{減価償却後営業利益} \times 1 / 2 \text{（営業欠損の場合は} 1 / 2 \text{を乗じない）} + \text{普通減価償却費} \}^{*1}$$
- 4 次式で算出した値が正となる事業者

$$\text{長期借入金及び社債の年間返済額}^{*2} - \{ \text{減価償却後経常利益} \times 1 / 2 \text{（経常欠損の場合は} 1 / 2 \text{を乗じない）} + \text{普通減価償却費} \}^{*1} - \text{金融機関調達（予定含む）}^{*3}$$

※1 試算期で判定する場合は、「試算期末からさかのぼって12か月間の損益計算書」を用いて判断する。

※2 決算期または試算期末から今後一年間の長期借入金及び社債の年間返済額をいう。

※3 決算期または試算期末から今後一年間の長期借入金及び社債の金融機関調達額（設備資金を除く）をいう。

別表 2

補助対象経費	内 訳
施 設	事務所，倉庫，生産施設，加工施設，販売施設，検査施設，共同作業場，原材料置場，その他第3条の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設 備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって，中小企業等グループ又はその構成員の資産として計上するもの
宿舍整備のための事業	宿舍及び備え付けの設備にかかる費用
商業機能の復旧促進のための事業	共同店舗の設置費，共同店舗及び街区の再配置に付随して行うコミュニティスペース，駐車場，アーケード，街路灯，防犯カメラ，路面舗装の整備費

- ・ 上記の施設及び設備の復旧又は整備及び商業機能の復旧促進のための事業に要する経費には，施設・設備の原状回復のみならず，事業再開・継続，売上回復等に必要の新分野需要開拓等の実施に係る取組（以下「新分野事業」という。）に要する経費及び改良工事等に要する経費も含む。また，宿舍整備のための事業については，新分野事業に資する場合に限る。
- ・ 上記別表2の補助対象経費には，資材・工事費，設備の調達や移転設置費，取壊し・撤去費，整地・排土費を含む。
- ・ 上記別表2の補助対象経費のうち，令和3年福島県沖地震による災害のため損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったものについては，令和3年度に交付決定されたものに限る。
- ・ 災害保険・共済の対象である施設又は設備等については，次のとおりとする。
 - (1) 令和3年度に交付決定された補助事業（(3)に該当する補助事業を除く）については，令和3年福島県沖地震に起因して受領する保険金及び共済金がある場合，その保険金及び共済金を補助対象経費から控除する。
 - (2) 令和4年度以降に交付決定された補助事業については，令和4年福島県沖地震に起因して受領する保険金及び共済金がある場合，その保険金及び共済金の額が，補助対象経費から間接補助金を差し引いた額（以下、「自己負担額」という）を超える場合においては，自己負担額を超える額に2分の1を乗じた額を補助金の額から控除する。
 - (3) 第17条第2号の規定に基づく計画変更を行った補助事業については，令和3年福島県沖地震に起因して受領する保険金及び共済金がある場合，その保険金及び共済金を補助対象経費から控除し，令和4年福島県沖地震に起因して受領する保険金及び共済金がある場合，その保険金及び共済金の額が，自己負担額を超える場合においては，自己負担額を超える額に2分の1を乗じた額を補助金の額から控除する。

別表 3

補助対象経費	補助対象者		補助率	上限額
別表 2 に定め る経費	中小企業者及び小規模企業者	特定被災事業者	5億円までは定額補助（ただし、補助対象経費が5億円を超えるときは、補助対象経費から5億円を控除した額に相当する額については3/4以内）	1事業者当たり 1.5億円
		特定被災事業者以外	補助対象経費の3/4以内	
	中小企業者及び小規模企業者以外	特定被災事業者	5億円までは定額補助（ただし、補助対象経費が5億円を超えるときは、補助対象経費から5億円を控除した額に相当する額については1/2以内）	
		特定被災事業者以外	補助対象経費の1/2以内	

様式第 1 号

令和 年度中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）交付申請書

令和 年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

（申請者）

住 所

名 称

代表者名

印

令和 年度において、標記の補助金に係る事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第 3 条の規定により中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額
 - (1) 補助事業に要する経費 円
 - (2) 補助金交付申請額 円
- 2 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分
(別紙「補助事業計画書」のとおり)
- 3 補助事業完了予定期日
令和 年 月 日

（関係書類）

知事が必要と認める書類

様式第2-1号

令和 年度中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）
変更承認申請書

令和 年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

（申請者）

住 所

名 称

印

代表者名

令和 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）の交付決定の通知のありました補助事業について事業の内容（経費の配分）を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 補助事業の内容

変更前	変更後

※ 別紙の補助事業の経費の配分の変更表を添付すること。ただし、補助事業の内容の変更であって、経費の配分に変更が生じないときには、添付を必要としない。

(2) 経費の配分

(単位：円)

区分	補助事業に 要する経費		補助対象経費		負担区分				備考
					補助金 (申請) 額		自己負担額		
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
1 施設費									
2 設備費									
3 宿舍整備のための 事業									
4 商業機能の復旧促進のための 事業									
合計									

(3) 補助事業完了予定期日

変更前 年 月 日

変更後 年 月 日

(関係書類)

①補助事業計画書

②知事が必要と認める書類

様式第2-2号

令和 年度中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

（申請者）

住 所

名 称

代表者名

印

令和 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）の交付決定の通知のありました補助事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

1 事業の概要

2 中止（廃止）の理由

3 中止の期間（廃止の時期）

様式第3号

令和 年度中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）
事故報告書

令和 年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

（申請者）

住 所

名 称

印

代表者名

令和 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）の交付決定の通知のありました補助事業について、中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）交付要綱第11条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の概要
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 補助事業に要した経費
- 4 遅延又は困難な理由及び原因
- 5 今後の措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

様式第4号

令和 年度中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）
遂行状況報告書

令和 年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

（申請者）

住 所

名 称

代表者名

印

令和 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）の交付決定の通知のありました補助事業の令和 年 月 日現在の遂行状況について、補助金等交付規則第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の遂行状況
- 2 補助対象経費の区分別収支概要

様式第5号

令和 年度中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）
実績報告書（年度終了報告書）

令和 年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

（申請者）

住 所

名 称

代表者名

印

令和 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）の交付決定の通知のありました補助事業を令和 年 月 日付けで完了（廃止）しましたので、補助金等交付規則第12条の規定により別紙のとおり報告します。

（関係書類）

- ①補助事業実績報告書
- ②知事が必要と認める書類

様式第6号

令和 年度中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）
概算払請求書

令和 年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

（申請者）

住 所

名 称

印

代表者名

令和 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）の交付決定の通知のありました補助事業について、下記のとおり、金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

1 交 付 決 定 額

2 概算払受領済額

3 今 回 請 求 額

4 残 額

5 概算払を必要とする理由

6 振 込 口 座 （1）金融機関（店舗）名
（2）口座番号（普通・当座の別）
（3）口座名義人（フリガナ）

様式第7号

令和 年度中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

（申請者）

住 所

名 称

印

代表者名

令和 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）の交付決定の通知のありました補助事業について、中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）交付要綱第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 4 補助金返還相当額（3－2）

（注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。

- 2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の10パーセント相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

様式第8号

令和 年度中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）
取得財産等の処分承認申請書

令和 年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

（申請者）

住 所

名 称

代表者名

印

令和 年度において中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）に係る補助事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので承認されるよう申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法（譲渡の場合は、譲渡先及び譲渡価格を記載すること。）
- 4 処分の理由